

日外協・米国法務講演会 抄録(2018年5月15日開催)

米国での訴訟裁判・仲裁裁定でどう勝つか

——訴訟、調停、仲裁、裁判への理解と勝訴戦略



北川&イベート法律事務所 弁護士
北川 リサ 美智子 氏

日本企業には、訴訟対策の様々な選択肢を踏まえた法的リスクマネジメント戦略が求められる。

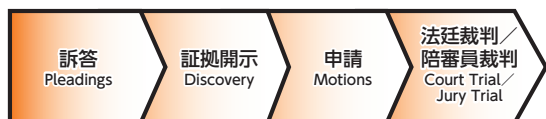
米国の陪審員制度は民事訴訟でも

米国の訴訟システムは日本とは大きく異なる。例えば米国の弁護士とクライアントのコミュニケーションは、日本と違い秘匿特権により守られる。また、陪審員制度は日本では刑事訴訟だけだが、米国では民事でも行われる。何より、米国での訴訟は、公判前の証拠開示の費用や手数料、原告側の弁護士に対する報奨金等もあって、弁護をするためにはとてつもなく高額になることが多い。加えて、連邦法と50州ごとの州法がある。民事訴訟などは州によって異なり、中には人種構成などを反映した法律も少なくない。一方、裁判の代わりに仲裁という方法もあるが、一度決まってしまうと上訴できないリスクがある。

増えつつある仲裁による訴訟

米国での訴訟タイムライン (Litigation Timeline) は、訴答 (Pleadings) → 証拠開示 (Discovery) → 申請 (Motions) → 法廷裁判/陪審員裁判 (Court Trial / Jury Trial) となっていて、18カ月の月日を

図 訴訟タイムライン



(出所) 講演資料から抜粋

要する。上訴してから裁判判決が下されるまでには何年も要する場合もある(図)。

1. 訴答

訴答はそれぞれの当事者からの言い分が記載された最初の書面である。呼出状 (Summons)、原告側からの苦情、被告に対する訴えの法的根拠が示された訴状 (Complaint) などだが、フォーマットはきわめてシンプルになることもあれば、また、様々なクレームを同時に組み入れることも可能。

被告は訴状に対する返答 (Response) で訴状の内容を否認、または事実の間違いを主張できる。事実が本当であったとしても、訴訟として法的根拠がないと書面で抗弁する妨訴抗弁 (Demurrer)、無効申立て (Motion to Quash)、却下申立て (Motion to Dismiss)、反訴 (Cross-complaint / Counterclaim) を行うこともできる。

2. 証拠開示

当事者がお互いに、または第三者に証言や証拠の開示を要求して重要な情報を収集する。証拠開示は質問書 (Interrogatories)、書類提出リクエスト (Request for Document Production)、自認のリクエスト (Request for Admission)、証言録取 (Depositions) などを通して行われる。様々な書類を求められ、相当な時間と手間と高額費用を要する。回収のケースでは、仮差し押さえ (Prejudgment Attachments) の簡易手続きを取っておいた方がよい。カリフォルニア州は債権者に